



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2017 年 9 月

労働者保護法に関するアップデート

お客様各位

2017 年 9 月 1 日より、現行の労働者保護法が改正され、労働者保護法（No.6）が施行されました。改正の重要なポイントは以下の通りです。

1. 就業規則

直近の労働者保護法の改正によって、雇用主は就業規則を労働局へ提出する義務が無くなりました。一方で、10 名以上の従業員を雇用している雇用主は、引き続き、少なくとも労働者保護法で定める勤務規則（勤務時間、休暇、残業、賃金支払、懲戒処分、解雇、解雇金等）を含む就業規則を作成し、従業員に対して掲示することが義務付けられています。

今回の改正では、その掲示方法として、Email などの電子的手段にて就業規則を通知することが可能となりました。

2. 定年解雇

これまで、いくつかの最高裁判決において、雇用主によって定年が明確に定められている場合、定年による退職は雇用主による解雇とみなされ、雇用主はその従業員に対して解雇金の支払い義務を負うと解されてきました。

今回の改正では、雇用主に解雇金の支払いが求められるケースとして、以下のケースが含まれることになりました。

- 雇用主によって定年が明確に定められている場合
- 定年が雇用主と従業員との間で合意されている場合
- 定年が定められていない、又は定年が 60 歳超とされている場合に、60 歳以上の従業員が自らの選択により雇用主に意思表示して退職する場合

その他（労働者保護法関連）

労働者保護法の第 118 条（解雇手当）について、以下の法定解雇金の改正案が 2017 年 8 月 15 日の閣議で承認されています。現時点で法施行日は未定ですが、今後、国策議会（National Council of State）の審議を経て施行される見込みです。

現行法		改正案	
勤続年数	解雇金	勤続年数	解雇金
120 日以上 1 年未満	30 日分の給与	120 日以上 1 年未満	30 日分の給与
1 年以上 3 年未満	90 日分の給与	1 年以上 3 年未満	90 日分の給与
3 年以上 6 年未満	180 日分の給与	3 年以上 6 年未満	180 日分の給与
6 年以上 10 年未満	240 日分の給与	6 年以上 10 年未満	240 日分の給与
10 年以上	300 日分の給与	10 年以上 20 年未満	300 日分の給与
		20 年以上	400 日分の給与

この改正案が法施行された場合、会計上の退職給付債務（負債）に影響を及ぼしますので、決算日前までに法施行された場合は、その決算の退職給付債務の計上に際して、年金数理計算の再計算が必要になります。

この法改正については、法施行がされたら、直ちに別途ニュースレターを配信いたします。

本件に関してご質問等がございましたら、下記まで遠慮なくご相談ください。

税務担当

柴田 智以

Executive Director

tshibata1@kpmg.co.th

伊藤 進

Associate Director

sito1@kpmg.co.th

阿久津 三鳳

Coordinator

makutsu@kpmg.co.th

会計担当

蓑毛 徹

Manager

tminomo@kpmg.co.th

お問い合わせ

代表メールアドレス gjp-marketing@kpmg.co.th

[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this message from KPMG Phoomchai Tax Ltd. If you wish to unsubscribe In Focus, please click [unsubscribe](#).

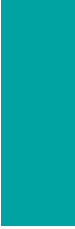
The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

twitter.com/KPMG_TH
youtube.com/KPMGinThailand
facebook.com/KPMGinThailand



kpmg.com/app





© 2017 KPMG Phoomchai Tax Ltd. a Thai limited company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.